平成19年3月臨時議会会議録

平成19年静岡県後期高齢者医療広域連合議会3月臨時会会議録

〇議事日程(第1号)

平成19年3月18日(日)午後3時開会、開議

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長の選挙について

○議事日程(第1号の1)

日程第3 議席の指定について

日程第4 会議録署名議員の指名について

日程第5 会期について

日程第6 副議長の選挙について

日程第7 静岡県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の制定について

日程第8 静岡県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることに ついて

日程第9 議案第1号から議案第23号までの専決処分の報告及び承認を求めることについて

日程第10 議案第24号から議案第35号までの19年度関係議案について

日程第II 静岡県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について議会の同意を求めることについて

日程第12 選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙について

〇本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

〇出席議員(20人)

(1番)	寺	田	昌	弘	君	(2番)	下	Щ	_	美	君
(3番)	鈴	木		望	君	(4番)	土	屋	春	夫	君
(5番)	鈴	木		尚	君	(6番)	池	谷		薫	君
(7番)	村	松	藤	雄	君	(8番)	藤	井	武	彦	君
(9番)	加	藤	_	司	君	(10番)	田	島	建	夫	君
(11番)	原	田	英	之	君	(12番)	松	野	輝	洋	君
(13番)	石	Ш	久	雄	君	(14番)	大	石	信	生	君

 (15番)
 斎藤
 衛君
 (16番)
 井田 久 義 君

 (17番)
 櫻井 泰 次 君
 (18番)
 石川 文 彦 君

(19番) 安部 庄太郎 君 (20番) 戸本隆雄君

〇職務のため議場に出席した職員(2人)

事務局職員 近 藤 政 史 君 事務局職員 笠 井 秀 訓 君

〇法第121条の規定による説明のための出席者(6人)

○事務局(近藤政史君) 事務局から申し上げます。

静岡県後期高齢者医療広域連合設立後の最初の議会でございますので、議長が選挙されるまでの間、 地方自治法第107条の規定によりまして、年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。 出席議員中、焼津市の戸本隆雄議員が年長の議員でありますので、よろしくお願いします。

○臨時議長(戸本隆雄君) ただ今、御紹介をいただきました焼津市の戸本隆雄でございます。 地方自治法第107条の規定によりまして、臨時に議長の職務を行いたいと思います。どうぞよろしく お願いいたします。座って議事を進めさせていただきます。

会議に入ります前に、傍聴規則が定めてありませんので、報道機関の取材にあたりまして写真撮影、 録音等を許可することでよろしいでしょうか。

(「異議なし」)

〇臨時議長(戸本隆雄君) 御異議がないようですので、そのように取り計らいをさせていただきます。

午後3時開会

〇臨時議長(**戸本隆雄君**) 本日の出席議員は、20人でございます。

よって、定足数に達しておりますので、平成19年静岡県後期高齢者医療広域連合議会3月臨時会を開 会いたします。

直ちに、会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議事の進行につきましては、議会会議規則が制定されておりませんので、今議会に発議案第1号で提案されます会議規則案に準じて進行したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」)

〇臨時議長(戸本隆雄君) 御異議がないようでございますので、そのように取り計らわせていただきます。

日程第1 仮議席の指定

○臨時議長(戸本隆雄君) 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は只今着席の議席を指定いたします。

日程第2 議長の選挙について

〇臨時議長(戸本隆雄君) 続きまして、日程第2、これより議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

〇臨時議長(戸本隆雄君) ただいまの出席議員数は20人であります。

投票用紙を配布します。

〔投票用紙配布〕

〇臨時議長(戸本隆雄君) 投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」)

○臨時議長(戸本隆雄君) 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

[投票箱点検]

〇臨時議長(戸本隆雄君) 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、1番となります寺田昌弘議員より順次投票をお願いをいたします。

〔投票〕

〇臨時議長(戸本隆雄君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」)

○臨時議長(**戸本隆雄君**) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

〇臨時議長(戸本隆雄君) 開票を行います。

準用する会議規則案第31条第2項の規定によりまして、立会人に寺田昌弘君及び下山一美君を指名 します。両君の立会いを願います。

[開票]

〇臨時議長(**戸本隆雄君**) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数20票

これは先ほどの出席議員数に符号いたしております。

そのうち、有効投票18票

無効投票2票(いずれも白票であります。) 有効投票中、加藤一司君18票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。よって加藤一司君が議長に当選をされました。

ただいま議長に当選をされました加藤一司君が議場におられますので、当選の告知をいたします。 加藤議員、ごあいさつをお願いいたします。

○議長(加藤一司君) それでは、就任にあたりまして一言、私からごあいさつを申し上げます。

ただいま静岡県後期高齢者医療広域連合議会の議長という名誉ある要職に御推挙いただきまして誠にありがとうございます。今、私はその要職の責任の重さを痛感しておるわけでございます。浅学非才な私でございますけれども、この職務を全身全霊で全うしてまいりたいと思います。どうぞ、皆様方の御支援御協力を心よりお願い申し上げまして、簡単でございますが、就任のあいさつとさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

〇臨時議長(戸本隆雄君) それでは、加藤議長、議長席にお願いいたします。議長が決まりました ので交代をさせていただきます。御協力ありがとうございました。

[議長交代]

○議長(加藤一司君) この際、諸般の報告をいたします。

はじめに、本日、広域連合長より、同意議案第1号、静岡県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の 選任につき議会の同意を求めることについて外36件の議案が提出されています。

次に、本日、田島建夫君外2名より発議案第11号が提出されています。

以上で諸般の報告を終わります。

お手元に配布してありますとおり、本日の日程に、議事日程第1号の1を追加します。

日程第3 議席の指定について

○議長(加藤一司君) それでは、日程第3、議席の指定を行います。

議席は、ただ今着席の議席を指定いたします。

日程第4 会議録署名議員の指名について

○議長(加藤一司君) 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、準用する会議規則案 第72条の規定により、鈴木望君及び土屋春夫君を指名いたします。

日程第5 会期について

○議長(加藤一司君) 日程第5、会期についてを議題といたします。

おはかりいたします。今期臨時議会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」)

○議長(加藤一司君) 御異議なしと認めます。よって、今期臨時議会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程第6 副議長の選挙について

○議長(加藤一司君) 日程第6、副議長の選挙を行います。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

○議長(加藤一司君) ただいまの出席議員数は20名であります。

投票用紙を配布いたします。

[投票用紙配布]

○議長(加藤一司君) 投票用紙の配布漏れはありませんか。

(「なし」)

○議長(加藤一司君) 配布漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

[投票箱点検]

○議長(加藤一司君) 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、1番となります、寺田昌弘議員より順次投票願います。

〔投票〕

○議長(加藤一司君) 投票漏れはありませんか。

(「なし」)

○議長(加藤一司君) 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

〇議長(加藤一司君) 開票を行います。

準用する会議規則案第31条第2項の規定により、立会人に鈴木尚君及び池谷薫君を指名します。両君の立会いを願います。

〔開票〕

○議長(加藤一司君) 選挙の結果を報告いたします。

投票総数20票

これは先ほどの出席議員数に符号いたしております。

そのうち、有効投票17票

無効投票3票(白票2、だれに投票したか判明しないものが1票あります)

有効投票中、藤井武彦君16票 石川文彦君1票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は5票であります。よって、藤井武彦君が副議長に当選されました。 ただいま副議長に当選されました藤井君が議場におられますので、当選の告知をいたします。 藤井議員、ごあいさつをお願いいたします。

○副議長(藤井武彦君) ただいま選挙におきまして、当選しました西伊豆町の藤井武彦です。

私は、こういう要職に就くことは、果たしていいのか、それとやっていけるのか、疑問とか不安がありますけれども、議長を始め皆様方の御指導の下、何とか頑張ってやっていきたいと思います。なお、この議会運営がスムーズにいきますよう議長に協力をすることはもちろんですけども、皆様方にも御協力をお願いして私のあいさつといたします。どうもありがとうございました。

- ○議長(加藤一司君) ありがとうございました。
- ○議長(加藤一司君) この際、申し上げます。

議事の都合により、本日の質疑・討論についての各議員の発言は、それぞれ20分以内といたします。

日程第7 静岡県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の制定について

○議長(加藤一司君) 日程第7、発議案第1号、静岡県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の制定 についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

〇10番(田島建夫君) 発議案第1号、静岡県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の制定について提案理由を申し上げます。

本件は、広域連合議会の会議規則について、地方自治法第120条の規定により定めるもので、県内 各市が準拠している標準市議会会議規則に基づいて設定したものであります。

この中の所定の議員数や質疑等の回数については、県内各市議会の状況を参考に設定したものでございます。

また、表決の方法は、問題を可とする議員の挙手によって諮ることを基本としました。 以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(加藤一司君) それでは、採決に入ります。

発議案第1号は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長(加藤一司君) 挙手多数であります。よって、発議案第1号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第8 静岡県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて

○議長(加藤一司君) 日程第8、静岡県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の 同意を求めることについてを議題といたします。

広域連合長から提案理由の説明を求めます。

〇広域連合長(小嶋善吉君) 副広域連合長の選任同意について御説明申し上げます。

同意議案第11号は、静岡県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任でございまして、浜松市長の 北脇保之氏及び函南町長の芹澤伸行氏を副広域連合長に選任したいので、御同意をお願いするもので ございます。以上でございます。

○議長(加藤一司君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」)

○議長(加藤一司君) 質疑なしと認めます。よって採決に入ります。

副広域連合長に北脇保之君及び芹澤伸行君を選任することにつき、議会の同意を求めることについては、同意することに賛成の諸君の挙手を願います。

[賛成者举手]

○議長(加藤一司君) ありがとうございました。挙手全員であります。よって、北脇保之君及び芹澤伸行君の副広域連合長選任に同意することに決定いたしました。

ここで、副広域連合長の出席を求めることにいたします。芹澤副広域連合長、御入場ください。 「芹澤伸行副広域連合長入場」

○議長(加藤一司君) 御出席をいただきました副広域連合長から発言の申し出がありますので、これを許します。

○副広域連合長(芹澤伸行君) 本日は後期高齢者議会の皆さん方の御同意を得まして、副広域連合 長という大役を仰せつかることになりました。

この新しい事業は、これからの高齢者の生活の中で、いかにこの事業がそれぞれの市町の中で、円滑にこれが運営できるように、皆さん方議会としてお出でになっているものと思います。

そういう中で、私どもも精一杯の努力をする所存でありますけれども、円滑な運営ができてくこと が新しい事業のやはり、あるべき姿のような気がいたします。

そういうことの中で、よろしくの程、御指導お願い申し上げてあいさつに代えます。御苦労さまです。

日程第9 議案第1号から議案第23号までの専決処分の報告及び承認を求めることについて

日程第10 議案第24号から議案第35号までの19年度関係議案について

○議長(加藤一司君)次に、日程第9、議案第1号から議案第23号までの専決処分の報告及び承認を求めることについての23件、及び日程第10、議案第24号から議案第35号までの19年度関係議案12件の合

わせて35件を一括して議題といたします。

当局から説明を願います。

○事務局長(岡田貞夫君) 御説明申し上げます。

議案第1号から議案第23号までは、いずれも地方自治法第179条第1項の規定により、急を要し専決処分をした事件につきまして、同条第3項の規定により報告し、その承認を求めるものでございます。

議案第11号は、静岡県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例

議案第2号は、静岡県後期高齢者医療広域連合公告式条例

議案第3号は、静岡県後期高齢者医療広域連合事務分掌条例

議案第4号は、静岡県後期高齢者医療広域連合情報公開条例

議案第5号は、静岡県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例

議案第6号は、静岡県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例

議案第7号は、静岡県後期高齢者医療広域連合職員定数条例

議案第8号は、静岡県後期高齢者医療広域連合職員の分限に関する条例

議案第9号は、静岡県後期高齢者医療広域連合職員の懲戒の手続及び効果に関する条例

議案第10号は、静岡県後期高齢者医療広域連合職員の服務の宣誓に関する条例

議案第11号は、静岡県後期高齢者医療広域連合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例

議案第12号は、静岡県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例

議案第13号は、静岡県後期高齢者医療広域連合職員の育児休業等に関する条例

議案第14号は、静岡県後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に 関する条例

議案第15号は、静岡県後期高齢者医療広域連合議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例

議案第16号は、静岡県後期高齢者医療広域連合長及び副広域連合長の報酬及び費用弁償に関する条例

議案第17号は、静岡県後期高齢者医療広域連合特別職の職員で非常勤のものに対する報酬及び費用 弁償に関する条例

議案第18号は、静岡県後期高齢者医療広域連合証人等の実費弁償に関する条例

議案第19号は、静岡県後期高齢者医療広域連合職員等の旅費に関する条例

議案第20号は、静岡県後期高齢者医療広域連合長期継続契約を締結することができる契約を定める 条例

で、以上20件は広域連合設立時に必要な条例で、新規制定の条例でございます。

議案第21号は、静岡県後期高齢者医療広域連合と静岡市の間の公平委員会の事務の委託に関する規 約の締結につきまして、地方公務員法第7条第4項の規定に基づき、同法第8条第2項に規定する公平委 員会の事務を静岡市に委託するものであります。

議案第22号は、静岡県後期高齢者医療広域連合指定金融機関の指定について、地方自治法第168条第 2項の規定に基づき、株式会社静岡銀行を指定金融機関として指定するものでございます。

議案第23号は、平成18年度静岡県後期高齢者医療広域連合一般会計予算で、各市からの派遣職員に

係る人件費負担金を始め、職員の机・椅子等の備品購入費等が主なもので、総額は4,212万6千円であります。

以上23件を専決処分したものでございます。

次に、

議案第24号は、静岡県後期高齢者医療広域連合議会定例会条例の制定

議案第25号は、静岡県後期高齢者医療広域連合監査委員条例の制定

議案第26号は、静岡県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の制定

議案第27号は、静岡県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定

議案第28号は、職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の制定

議案第29号は、静岡県後期高齢者医療広域連合臨時又は非常勤職員の給与に関する条例の制定

議案第30号は、静岡県後期高齢者医療広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分 に関する条例の制定

議案第31号は、静岡県後期高齢者医療広域連合財政事情の公表に関する条例の制定

議案第32号は、静岡県後期高齢者医療広域連合財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の制 定

議案第33号は、静岡県後期高齢者医療広域連合財政調整基金条例の制定で、以上10件は広域連合に必要な条例で、新規制定の条例であります。

議案第34号は、静岡県後期高齢者医療広域連合広域計画の策定についてでございまして、地方自治 法第297条の7第1項の規定により、後期高齢者医療制度の事務について、広域連合及び広域連合を組織 する全ての市町が、相互に役割を担い、必要な連絡調整を行いながら、総合的かつ計画的に処理する ための指針として、策定をするものであります。

議案第35号は、平成19年度静岡県後期高齢者医療広域連合一般会計予算で、各市からの派遣職員に係る人件費負担金を始め、ミニガイド・広報誌等のPR費、システム機器の導入経費、広域連合事務所賃借料、被保険者証の印刷経費等が主なものでございまして、総額は4億1,741万4千円でございます。以上でございます。

〇議長(加藤一司君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、発言を許します。 始めに、2番、下山一美君。

O2番(下山一美君) 三島市議会の下山と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。

臨時会、しかも短時間の質疑という制限がございますので、端的にさせていただきますけれども、 私は事前に議案第30号及び31号、33号、35号の4件の質疑を通告させていただきました。

まず、議案第30号の広域連合の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例についてでございますけれども、第2条に地方自治法の規定に基づいてですね、議決に付さなければならない契約は予定価格1億5千万円以上の工事又は製造の請負とするという規定がございます。ここでお尋ねしたいのはですね、1つは基本的にはこの予定価格金額につきましてはですね、可能な限り低く設定するということが議会のチェック機能を有効に機能させるという意味合いがあるのではないかというふ

うに、私は思います。そこで、1億5千円以上にした考え方ですね。それから、あわせて予算の中にも 関連するわけですけれども、具体的にどのような工事若しくは請負が想定されるのかということにつ いて、質疑をさせていただきたいと思います。

次に、31号に関して財政事情の公表に関する条例について質疑をさせていただきます。ここでは、第2条の公表の時期及び第3条の公表の内容についてお尋ねしたいと思いますけれども、私は広域連合のですね、様々な運営若しくは財政事情について可能な限り、私たち議員がですね、選出された各議会に報告をするということは、基本的に広域連合の議員としても持つべき姿勢ではないかというふうに思います。そこで、特に、ここで規定されている財政についてですね、積極的に公表するという立場で発言をしたいと思いますけれども、歳入歳出予算の執行状況以下3項目及び4項目公表の内容がありますけれども、これにとらわれずにですね、財政事情という条例ではございますけれども、運営に関する可能な限り広範な部分においての状況の公表の考え方は持てないかどうか、お聞きをしたいというふうに思います。

33号でございますけれども、ここでは、財政調整基金条例となっております。特に第2条の積立てでございますけれども、基金として積み立てる額は予算の定めるところによるという規定でございまして、ここでは各年度ごとの予算の事情によってのみ積立金額が決定されるということで、あらかじめ積立の設定の目標金額及び比率といいますかね、そういうものが想定ができないわけですが、例えば、国や県からですね、この積立金額に対する具体的な指導、金額及び比率等がですね、あるのかないのか、その辺りをお尋ねをしたいということと、それから、あわせて広域連合として具体的に目標金額があるのかないのか、その辺りをお聞きしたいということです。

最後に35号の一般会計予算につきましてですが、ここでは、とりわけ、分担金及び負担金についての部分でございます。歳入の分担金の合計が4億1,741万円という金額になっておりまして、当広域連合の歳入のほとんどを占めるわけでございますけれども、専ら各構成する市町からの分担金及び負担金になっているわけですが、特段、問題提起としてお尋ねしたいのは、この中で均等割額が規定をされておりまして、これは文字どおり各市町、人口の規模かかわらず、一定額、同額に設定されているところでございます。私は三島ですので、そういう概念で見ますと、伊豆地域で1番小さい人口規模は河津町でございまして、8千強、9千人弱というところと、私の出身の11万4千の三島市とですね、比べてみても大きな差があるわけですが、そこの市と町において均等割が同額の、新年度では99万円余り、これは、やはり、普通に考えてみて、平等、公平性があるのかというふうに思います。法律の規定でですね、この負担金、分担金が10%という規定はございますけれども、その規定をですね、曲げることはなかなかできないわけですが、広域連合長にこれをお聞きしたいわけですけれども、人口規模のはるかに、例えば、浜松市さんと河津町を比べてみてもですね、はるかに違うところで、均等割額を同額にすることの是非について、個人的な見解でも結構ですけれども、どのようにお考えなのか。私自身は、均等割は10%の一律というのは問題あるのではないかと思っていますけれども、見解をお尋ねしたいということです。以上です。

〇事務局長(岡田貞夫君) お答えをさせていただきます。

まず、1点目の議案第30号、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の設

定金額のお話でございます。これにつきましては、全般的に今回の議案につきましては、静岡市の条例を使ってございます。広域連合自体が、静岡県内の関係市町の集合体という考え方でございますので、条例等につきましても、その集合体である関係市町の条例を参考に作ってございます。ただし、この金額につきましては、そのまま静岡市のものを当てはめて使いますと、静岡市の場合ですと予定金額が3億円というふうになってございます。広域連合も静岡県内全てを網羅する広域連合でございますので、規模的には全県下ということになろうわけでございますけれども、ここの金額につきましては、静岡市のものをそのまま使うのではなく、他の市の方の関係を加味して考えながら、具体的に言いますと、例えば、沼津市さんですと1億5千万というふうになってございます。従いまして、そのまま静岡市の3億円を使うのではなく、もう少し人口規模の少ないところの例を参考にさせていただきまして、1億5千というふうな形で金額を定めてあるものでございます。それと、広域連合での具体的な案件が、どのようなものを想定されているかということでございますが、現状では広域連合の方で行います工事の請負等につきましては、現在のところ想定しているものはございません。例えば、新しくですね、自分で事務所を建設して造るとかということがあれば該当するかも知れませんけれども、基本的に今、広域連合の方では、事務所は賃貸で考えてございますので、当分の間、実際の実例はないのではないかなと考えているところでございます。

続きまして、第31号議案の財政状況の公表に関するものでございます。これにつきましては、ただいまお話がありました財政運営の状況をこの1から4項目以外にも随時ですね、各市町の方に公表していったらどうかということでございます。基本的に広域連合の運営につきましては、先程言いました広域連合を組織します関係市町と協同しながら運営していくものでございますので、当然ながら広域連合が行う様々な事業等につきましては、担当課を通じまして関係市町のほうに情報提供を当然していくことになろうかと思います。具体的に今、この場で何をということはわかりませんけれども、極力関係市町とは連携をとりながら業務を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、第33号議案の財政調整基金の考え方でございます。予算の定めるところであらかじめ 設定金額をどうかということでございますけれども、こちらの方につきましては、現在、金額の設定 はしてございません。二つ目の国や県から指示があるのかというお話でございますけれども、これも 今のところ指示はございません。具体的に目標の金額はあるのかということでございますが、これに つきましても現状のところでは目標をあげてございません。こちらの方の財政調整基金の考え方でご ざいますが、現状では、広域連合では、例えば、今年度の剰余金、当然発生すると思います、それに つきましては、地方自治法の中に単年度において財源が余裕が生じた場合には、翌年度に繰り越して 積み立てなきゃいけないという条項がございますので、これに基づきまして基金条例を作って、剰余 金につきまして積立てをしていこうという考え方でございますので、それ以外の目標金額等につきま しては、現在のところ考えてないところでございます。

続きまして、負担金の考え方につきまして、私の方から答弁させていただきます。関係市町の負担金につきましては、均等割が1割あるではないかということでございますけれども、これにつきましても関係市町と協議をする中で、考え方としては当然ながら関係市町それぞれ相応の負担をすべきだという考え方もございます中で、やはり、小さな町等の負担は少なくすべきだということがございます。そういった中で、負担の割合につきましては、均等割は極力下げた形でと考えて設定したものでござ

います。これにつきましても、全国的なものも考え合わせまして当方では、10%という数字を設けて やっておるものでございます。以上でございます。

O2番(下山一美君) 再質疑させていただきます。

議第30号ですが、当面答弁がありましたけれども、低く設定することがですね、議会のチェック機能を十分機能させることになっていくのではないか。高ければ高いほど議会への報告回数、機会が少なくなるわけですので、御報告の中では、沼津市さんの1億5千万円と同額になるわけですけれども、沼津市さんの予算規模に比べて当議会、広域連合の予算規模ははるかに小さいですので、1億5千万が妥当かどうかという判断は、是非、もっと詳細に検討してですね、もっと低く抑えるべきではないか。具体的には数字はお示しできませんけれども、1億円以下、5千万とするのが可能ならば、それはすべきではないかというふうに思います。これは、改めて御意見お聴きしたいということです。

それから第31号の点で、関係市町に対して積極的に情報提供していくというお答えがありましたので、これは、是非、期待をしたいと思います。しかるべき方法で、関係市町のみならず、我々出身の議会にも情報提供をしていただきたいということをお願いしたいと思います。

それから、最後の、飛びまして、議第35号の一般会計の方ですが、均等割につきまして報告がありました。一つ確認をさせていただきたいことは、事務局の資料の中に、この中の表現がですね、15頁で広域連合共通分担金となっているんですが、17頁では共通経費負担金と分かれているんですね。どちらが一体正しいかということで整理をしていただきたいということ。それから、もう一つ、お話の中に10%に抑えたというお話があったんですが、もし、法定で10%ということがなければですね、極力下げるということを今後、議会の中でも、是非検討していただいて、とりわけ小規模の自治体の負担を軽減できるような御配慮をしていただきたいということを改めて述べたいと思います。いかがでしょうか。

〇事務局長(岡田貞夫君) 最初のですね、金額の設定の問題でございますけれども、考え方はお聴きしました。御意見として拝聴したいと思います。

最後の負担金の御指摘につきましても、当然ながら、これは関係市町あるいは広域連合の議会の中、いろんな場所で御論議されるべきものであろうかと考えております。現状では、御意見としてお伺いをさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

- **○事務局長(岡田貞夫君)** すみません、先程の予算書の中の17頁と15頁の分担金と負担金の表現の 違いでございますけれども、これにつきましては、分担金でございますので、よろしくお願いいたし ます。
- ○議長(加藤一司君) 以上で、下山一美君の質疑が終わりました。 次に、14番、大石信生君。
- **〇14番(大石信生君)** 岡部町の町会議員の大石信生でございます。よろしくお願いいたします。私は4点について通告をしてあります。

まず最初に、議案第1号から23号まで専決処分がされたわけであります。23件が専決処分をされたわ

けであります、が、その根拠についてただしたいと思います。確かに今置かれている状況の中で、専決処分はやむを得ないというものも確かにあるわけですね。例えば、18年度の予算あるいは職員に関係する条例、こういうものは、専決処分をしてもやむを得ないと思います。しかし、議会制民主主義の立場から言えば、専決処分というのはできるだけ少なくするということが当然であります。この中で見ていきますと、例えば、情報公開条例ですね。あるいは、その下の個人情報保護条例。あるいは、更に、議案でいいますと4号、5号、6号の審査会条例。更に18号のですね、証人等の実費弁償に関する条例。これらはですね、何も、専決処分をしなければならないという、そういう要件を持っていないと思います。というのは、まだ、御存知のように、この後期高齢者医療制度というのは本格的には来年4月1日から始まっていくわけでありまして。従って、私は専決処分をしないでですね、第1回の議会あるいはその後に仮に行われる議会で決めても、6月にやるんじゃないかと言われておりますけれども、そういうところで、本来、条例として出してですね、審議をすべきものではないかと。そういう意味で、今申し上げましたような議案について、その根拠を伺うものであります。

次に議案30号、契約及び財産の取得、処分についてであります。これは、ただいま下山議員が質問したところでありますが、私も同じ立場で、できるだけ1億5千万は少なく設定すべきだと。1億5千万というような金額は少なくして、そして、やはり議会が審議をするという意味で、もっとガラス張りの、開かれた、そういう契約にすべきだというふうに思っておりますが、更に、契約については想定がないという御返事でありました。しかし、考えられるものとしてはですね、例えば、システムの開発等があるんではないのかと。これは、県下の全市町を1つにして、しかも、社会保険事務所なんかとも連絡を取る、そういうシステムにならざるを得ないわけですから、当然、相当大きな金額になっていくんではないかというふうに思うんですね。そういうものが想定されないのか、本当に想定がないのかということについて重ねて伺いたいと思います。また、そういう場合に一般競争入札等でですね、行うのか、契約方法をどうするのかについて伺っておきたいと思います。

それから、議案33号です。これも下山議員の質疑を受けて、私が更に聴くわけですが、ここでは同じく、あまり考えていないと。ただ、繰越金が出た場合にそれを財政調整基金にするというお話でした。私は、そこで、重ねて伺いますが、財調というようなものの財源をどうするのかというような問題になると、これは、やはり、保険料との関係が出てくるわけですね。財政調整基金の条例作って、その中で財調をある程度大きく積立てようとすると、それは保険料を高くしていくということにかかわってこざるを得ないわけですから、そういうような問題がないかどうかということも、併せて、この際伺っておきたいと思います。

それから、議案第35号、19年度一般会計予算であります。均等割については、私は重ねて伺いますが、当局の答弁は極力少なくと、しかし、相応の負担として連動的なものというようなものでありました。ただ問題は、下山議員も言われましたように、80万を超える人口の市と、それから、1万人を切る町の共通経費ですね。事務費の負担については、1割の均等割があるということでございます。私は、ここでちょっと事務局に伺うわけですが、例えば、80万を超えるような1番大きな市の均等割の負担は住民一人当たりいくらになるか。1番少ない人口は川根町でありますが、均等割に関する一人当たりのあれはどのぐらいになるのか。そういう計算を実際やられているのか、どうなのか、ということについて伺っておきたいと思います。私がちょっと計算してみますと、非常に大きな差があるわけ

であります。そして、今回、皆さん御存知のように、この議会の選挙がありまして、私もそれに際して、こういう訴えを県下の町会議員の皆さんのところに送らせていただきました。聞きますと、私に投票してくださった保守の議員さんの中にも、私の書いたこの部分ですね、つまり、均等割、この不平等な仕組みの改善を、という部分に共鳴されたというようなことを、ちょっと私、伺っておりまして、やはり、これは、特に小さい自治体の人たちにとっては、非常に大きな負担になるという点で、大変不平等なものであります。どこでも、どの自体でも、結局そういう共通経費というのは掛かるんだというのが、唯一の説明だと思いますけれども、しかし、それはね、共同でやろうとしているわけですよ。こういう事業を、県下大きいとこも小さいとこも合わせて共同でやるわけです。その共同の精神っていうものがですね、私はこういうものをできるだけ導入すべきでないと、均等割はですね、そういうものでなきゃならんと思うんです。共同の精神というものは、そういうものだと思うんです。そういう意味で、そこのところですね、なお、説明できる根拠があるのかどうか。あったら、答弁していただきたいと思います。以上でございます。

○議長(加藤一司君) 質問ではございませんので、疑義をただすということで質疑を行いますので、 できるだけ簡単にお願いをいたしたいと思います。

〇事務局長(岡田貞夫君) お答えをさせていただきます。

まず』点目の専決処分の関係で、情報公開、個人情報等のお話でございます。これにつきましては、 当然ながら、広域連合立ち上がりますと、個人情報、確かに議員さんおっしゃるとおりですね、個々 の被保険者の情報は20年からということでございますけれども、それ以外の一般事務的なですね、情 報というのは、当然ながら、広域連合が立ち上がったときからできてくるわけでございます。そうい ったこともございまして、情報公開という面も含めまして、まず立ち上げのときから条例は必要だろ うというような判断をしまして制定をしたものでございます。

二つ目の財産の取得の関係のシステムの開発のことでございますけれども、今回の契約の財産の取得及び処分の関係でございますが、これにつきましては、予定価格1億5千万以上の工事又は製造の請負ということでございますので、システムの関係のパソコン等の導入につきましては、この請負に当たらないということでございます。よろしくお願いいたします。

それとですね、財政調整基金の繰越金の考え方でございますが、私、先程お話したとおりですね、 剰余金が出た場合、翌年度に繰越して積立てるということでございますので、その枠を大きくして積 立てて、それを保険料にですね、転嫁しようというような考え方ではございませんので、よろしくお 願いをいたしたいと思います。

それと最後、均等割のお話でございます。これにつきましても、論議のときにですね、基本的には、大きなところには、大きな市でございますので相応の負担をということで、当然ながら、人口割、高齢者人口割ということで、人口が多いところにはそれなりの負担をしていただくということは基本で、まず考えてございます。その中で、当然ながら、応分の負担ということで均等割、それも極力少なくということで、10%というものを設定したところでございます。以上でございます。よろしくお願いします。

O14番(大石信生君) 再質問をいたしますが、最初の専決処分については、申し上げました、例えば、情報公開条例等について、これが専決をどうしてもしなければならなかったという理由については、ちょっと説明がなかったように思うんですね。明らかに2月2日の段階で専決処分として決定しなければならないというものではなかったのではないかと。つまり、これは正式に開かれる議会において、やはり、議論すべき問題で、専決処分の濫用じゃないかという問題で、更に明確なお答えがあれば伺っておきたいと思います。

それから、議案35号の一般会計予算の均等割ですが、これもですね、人口割あるいは高齢者の人口割があるということだけれども、それはもちろん承知した上でですね、問題は、この共通経費の中に制力の均等割があると、これがですね、実は人口が非常に多いとこと非常に小さい町との間で、具体的に非常に大きな不均衡を生ずるということですね。私の計算で申しますと、これは19年度です、19年度はまだ予算規模としては4億程度ですけれども、これが実際に始まってきますとですね、非常に大きな予算になるわけでありまして、そして、例えば、ちょっと名前を挙げますと、1番大きな浜松市の均等割負担は住民1人当たり107円であるのに対して、1番人口の少ない川根町は人口1人当たり334円の負担になるということですね。こういう非常に大きな負担があるということを、例えば、試算をしているのかということですね。こういう非常に大きな負担があるということを、例えば、試算をしているのかということでありますが。やはり、先程の事務局長の説明では、十分な説得力のある説明にはなっていないんじゃないかと、重ねて、そこのところで説明を求めたいと思います。以上です。

〇事務局長(岡田貞夫君) 答弁させていただきます。

先程の専決処分の関係でございますけれども、先程申したとおり情報公開に関することにつきましては、直接市民の皆様方に接するものでございまして、1日も早い体制を作ろうとして専決処分したものでございます。

二つ目の負担金、均等割の考え方でございますが、先程申したとおり、基本的には、負担金をどうするかというときにですね、まずは、大きいところには応分の負担をしていただこうということで、人口割、人口の多いところには大きな負担をお願いしようということを、まず考えまして、その後で、では、均等割は極力少ないところでということで『割という形をさせていただいたところでございます。以上でございます。

○議長(加藤一司君) 以上で質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩といたします。再開は午後4時20分といたします。

午後4時10分休憩

午後4時20分再開

○議長(加藤一司君) それでは、休憩前に引続き会議を開きます。

これより討論を行います。討論の通告がありますので、発言を許します。

14番、大石信生君御登壇ください。

O14番(大石信生君) 下山議員と私、代表して反対の討論を行いたいと思います。

まず、あまりに形式的、形骸化した議会運営であると思います。第11に今回の臨時会は、9日に招集

告知が行われました。この9日というのは、議会を構成する選挙がまだ終わっていない、そういう段階で議会招集の告知が行われたわけであります。これはですね、私は前代未聞の正に暴挙であると思います。終わっていなかったんです。従って、町村枠の中には定数4のところに5人が立候補しておりまして、この5人のところに、とりあえず、議案が配布されるというような、とんでもないことが起こったわけであります。

次に、今回の当局の招集を見ますとですね、これが地方自治法第113条でちょうど半数というところをもって、定足数半数をもって招集されたというふうに書かれております。告知をされた9日には、市長さんの枠と町長さんの枠の合わせて10人しか決まっておりませんでして、ちょうど半数になるわけです。しかし、地方自治法を見ますと、招集の告知というのはですね、実は第3節、ここに招集及び会期というのがありまして、113条は第6節ですか、大分後のほうになるわけですね。そして、招集というのは第101条です。この中の行政実例を見ますとですね、過半数でなければ招集できないということが、非常に明確に書かれてるわけですね。そうしますと、本議会の成立そのものが、法に基づいて問われるというような内容でありまして、私は、議案説明会が終わった段階で発言を求めて、この問題についてもただそうと思いましたが、残念ながら、このような結果になって、それはただせなかったわけでありますが、大変こういう大きな問題を、まず持っているということを申し上げざるを得ません。

次に、いわば、乱暴極まりない議会運営という風に言わなければならないと思います。専決処分23件と条例案12件、合わせて35件が一括議題になり、一括質疑で、一括採決されるというような、こういうやり方は、民主主義をもって名とする議会に汚点を残すものだと思います。

次に、反対の議案について申し上げますが、私は、ただいま議題になっております35議案のうち、議案1号から23号の専決処分を求めるものにつきましては、4号、5号、6号、15号、18号、この5件は、いずれも質疑で申し上げましたように、本来、専決処分に付すべきではなく、これは、当然、正規の議会で議題として審議をすべきであって、専決処分の濫用、議会軽視という問題として、やはり、賛成するわけにはいかない、ということを申し上げたいと思います。

最後に議案第35号、一般会計予算、19年度でありますが、これも申し上げましたように、均等割の存在、これはきわめて不平等であり、また、共同の精神に反するという点で、これも我々としては納得できない、賛成できないものでありまして。

以上が、私どもが今回、これらの議案に賛成できない理由であります。以上でございます。

○議長(加藤一司君) 以上で、討論を終結します。

これより、採決に入ります。

議案第4号、議案第5号、議案第6号、議案第15号、議案第18号の5件を一括採決いたします。

これら5件は承認することに賛成の諸君の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長(加藤一司君) 挙手多数であります。よって、議案第4号外4件は承認することに決定いたしました。

○議長(加藤一司君) これより、議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第7号から14号、議案第16

号、議案第17号、議案第19号から議案第23号の18件を一括して採決いたします。

これら18件は承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」)

御異議なしと認め、これら18件は承認することに決定いたしました。

○議長(加藤一司君) これより、議案第35号を採決いたします。

議案第35号は原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

- **○議長(加藤一司君)** 挙手多数であります。よって、議案第35号は原案のとおり可決することに決定いたしました。
- **○議長(加藤一司君)** これより、議案第24号から議案第34号までの11件を一括して採決いたします。 これら11件は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」)

○議長(加藤一司君) 御異議なしと認めます。これら111件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第11 静岡県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について議会の同意を求める ことについて

○議長(加藤一司君) 次に、日程第11、静岡県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について議会の同意を求めることについてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、田島建夫君の退席を求めます。

[田島建夫議員退場]

- ○議長(加藤一司君) 連合長の説明を求めます。
- ○広域連合長(小嶋善吉君) 同意議案第2号、監査委員の選任同意について御説明を申し上げます。 同意議案第2号は、静岡県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任でございまして、富士市中里930 番地の1、加藤功氏及び広域連合議員、田島建夫氏を広域連合監査委員として選任したいので、御同意をお願いするものでございます。以上でございます。
- ○議長(加藤一司君) 説明が終わりました。採決いたします。

同意議案第2号は、広域連合監査委員に加藤功君及び田島建夫君を選任することにつき、議会の同意を求めることについては、同意することに賛成の諸君の挙手を願います。

[賛成者挙手]

○議長(加藤一司君) 挙手全員でございます。よって、加藤功君及び田島建夫君の広域連合監査委員選任に同意することに決定いたしました。田島建夫議員御入場ください。

[田島建夫議員入場]

日程第12 選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙について

○議長(加藤一司君) 日程第12、選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙を行います。

はじめに、選挙管理委員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦によりたいと 思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」)

○議長(加藤一司君) 御異議なしと認め、選挙の方法は指名推薦によることに決定いたしました。 お諮りいたします。指名の方法は議長において指名することにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」)

○議長(加藤一司君) 御異議なしと認め、議長において指名することに決定いたしました。 選挙管理委員について、お手元に配布した資料のとおり指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名した4名の方々を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」)

○議長(加藤一司君) 御異議なしと認め、指名した方々が選挙管理委員に当選されました。 続きまして、選挙管理委員補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦によりたいと 思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」)

○議長(加藤一司君) 御異議なしと認め、選挙の方法は指名推薦によることに決定いたしました。 お諮りいたします。指名の方法は議長において指名することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」)

○議長(加藤一司君) 御異議なしと認め、議長において指名することに決定いたしました。 選挙管理委員補充員について、お手元に配布した資料のとおり、それぞれ順位を付して指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名した4名の方々を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」)

- ○議長(加藤一司君) 御異議なしと認め、指名した方々が選挙管理委員補充員に当選されました。
- ○議長(加藤一司君) 以上で本日の日程は、全部終了いたしました。 ここで、連合長から発言の申し出がありますので、発言を許します。

〇広域連合長(小嶋善吉君) 3月臨時会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。 ただいまは、平成19年度予算を始めとする、広域連合の設立に必要な数多くの諸議案につきまして、 それぞれ承認、可決いただきまして、誠にありがとうございました。

本日、議決をいただいたことで、広域連合の基本的な組織の骨格が出来上がり、また一歩、制度施行に向けての準備を進めることができます。

今後も関係市町と連携をしながら、スムーズな制度施行に向け全力で取り組んでまいります。

議員各位におかれましては、一層の御理解・御協力を今後とも賜りますよう、お願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。どうも、ありがとうございました。

○議長(加藤一司君) これにて、平成19年静岡県後期高齢者医療広域連合議会3月臨時会を閉会といたします。

午後4時31分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成19年3月18日

 臨時議長
 戸本隆雄

 議長
 加藤一司

 議員
 鈴木望

 日
 土屋春夫